

## 「令和7年度ガバメントクラウド移行運用事業」業務委託仕様書

標記事業について、具体的仕様については下記のとおりとする。

### 記

#### 1 業務名

「令和7年度ガバメントクラウド移行運用事業」

#### 2 背景と業務目的

令和3年5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方公共団体の基幹業務システムについて、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）末までに、ガバメントクラウド（以下「ガバクラ」という。）等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することとなった。また、令和6年7月に公開された「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」（以下「ガバクラの利用について」という。）において、地方公共団体は事業者と委託契約を締結し、ガバクラ個別領域利用権限の一部又は全部を当該事業者（ガバクラ運用管理補助者）に付与し、ガバクラ個別領域のクラウドサービス等の運用管理の補助を委託する旨が示されている。

これらの国の動向と、兵庫県（以下「県」という。）の令和6年度ガバメントクラウド推進事業の成果を踏まえ、ガバメントクラウド上で、国が求める非機能要件（運用要件）を充足した上で、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」、「ガバメントクラウドの利用について」および国が示す標準仕様に基づく共通機能（データ連携及び認証認可）と運用機能、ネットワーク運用環境を保持した、県のガバメントクラウドシステムの全般運用を行うインフラ基盤（以下「県標準クラウド基盤（仮称）」という。）の本番環境を構築し、各標準準拠システムが移行するための環境を整えるとともに、移行後の安定稼働を確保し、継続的な改善を実施することを目的とする。

#### 3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から令和7年12月31日までに県標準クラウド基盤（仮称）を構築すること。なお、令和8年2月1日からの運用保守については別途委託事業者を選考し、別に契約するため、円滑な業務引継に協力すること。

※ガバメントクラウドで令和8年度に稼働する標準化対象システムである生活保護、共通機能（統合宛名）、共通機能（データ連携）は令和8年2月の稼働を予定している。これらのシステムを安定移行および運用するために、随時適切な時期に設計及び構築を実施すること。

#### 4 業務内容と成果物

##### (1) 構築業務におけるプロジェクト計画

下記をプロジェクト開始時に作成及び提示をすること。

ア. 体制図（開発担当職務、責任、窓口）を明示すること。体制においては、本県以外の自治体に

において、都道府県レベルの共同運用および政令市でのガバメントクラウドの運用管理補助者の受託実績があること。また、受託者は、委託業務範囲を遂行するための従事者（以下「業務従事者」という。）として、次の技術者を確保しなければならない。

- ・「AWS Certified Solutions Architect - Professional」
- ・「PMP(Project Management Professional)」

- イ. 納品成果物一覧「表1 成果物一覧(想定)」の水準、レベルの規定をすること。(デューデリジェンスを実施し、必要最低限の成果物をレベル(事例)とともに規定すること)
- ウ. プロジェクト計画を WBS(作業分解構成図)で作成すること。WBS項目については項目毎に、No.、マイルストーン、着手日、予定期限、担当、成果物等の明示を行うこと。
  - ※ WBS については、backlog 等の WBS 管理の行えるシステム開発管理ツールを使い、常に県及び委託業者のメンバーが参照可能とすることが望ましい。
  - ※ WBS 項目については、開発時はプロジェクト計画実施、設計(基本/詳細)、単体テスト、連携テスト(他システム及び、データ連携)、総合テスト、操作研修、ドキュメント作成、打合せ 等 を大項目とした上で、見えている作業レベルをWBS項目とする。
- エ. 課題管理表の表枠と管理方法について資料提示すること。
  - ※ 課題管理表については、backlog 等のシステム開発管理ツールで代替し、課題の発生日、カテゴリ、課題解決方法、解決内容、解決日、担当者を明確にした表枠とすることを想定している。なお、ツール導入に係る費用は受託者にて負担すること。

## (2) プロジェクト開始後のプロジェクト管理

- ア. WBS及び課題管理表にて進捗や課題とその解決状況を記入し、プロジェクト管理を行うこと。
  - ※ プロジェクト管理では、進捗、課題、成果物、情報セキュリティ、システム及びネットワークリスク、品質、貸与物などを管理すること。
- イ. WBSや課題管理表についての書き込みは、開発メンバーが実施し確認できるようにするが、委託業者の責任者は週末に進捗状況及び課題解決が最新状況であることの確認を行うこと。
- ウ. 開発のピーク時は1回/週、通常時は、状況に応じ1回~2回/月にWBSと課題管理表にて県に報告すること。
- エ. 課題・懸案事項の内容により、県または本業務の受託事業者の申し出により打ち合わせを実施することがあるため、必要に応じて、出席者を調整のうえ実施すること。内容により、オンラインまたは県庁において実施することを想定している。

## (3) 構築要件

- ア. 「令和6年度ガバメントクラウド推進事業」における概略設計・プロト環境構築及び検証作業を通して得た技術知見を用いて本番運用向けの設計を行う。
- イ. アをもとにプロト環境の修正・チューニング点を洗いあげ、県標準クラウド基盤の本番環境(本番稼働後のテスト環境、検証環境も含む)、DR環境の基盤構築設計を行う。令和6年度に作成した概略設計、システム構成図やAWS構成図の修正、詳細化作業も想定している。その際は、DR環境や本番環境のリージョンを大阪、東京のどちらにするかの検討並びに、統合宛名管理システム及び他2業務システムの冗長化設計におけるASP事業者の支援に努め、設計に反映すること。
- ウ. イの基盤構築設計を踏まえて、ガバメントクラウド上にNW運用管理環境及び、共通機能環境の本番環境を新規に構築するが、構築期間の短縮やコスト削減等が見込まれる場合は、県と協議の上、最適な方法を選択すること。
- エ. 環境構築にあたっては、本番の環境には国から提供の必須適用テンプレートが適用されているものとする。これにより、国の非機能要件である予防的統制や発見的統制、セキュリティ監視、情報収集の設定等、ガバナンスに関する設定が適用されること。
- オ. 庁内にオンプレミスで残るマイナンバーNW上のシステムが将来ガバメントクラウドに移行することを想定し、環境設定のCI/CD、テンプレートによる自動化、手順及びリファレンス策定を行う。
- カ. ガバメントクラウド接続に必要な庁内ネットワーク(LGWAN等含む)およびサーバの現況調査、設計変更および設定については、本事業における導入作業の一環として、受託者が実施する

- こと。また、変更がある場合は、受託者の責任において設定変更を各システムの運用管理補助者である業者に指示すること。なお、その費用が必要な場合は受託者にて負担すること。
- キ. イの基盤構築設計とウの県標準クラウド基盤の本番環境構築を令和7年7月～10月を目途に実施し、別途県が行う統合宛名管理システムのガバメントクラウド移行後に、データ連携の結合テストを実施する。
- ク. キの実施後、令和8年2月移行予定の生活保護システムと、統合宛名管理システムとの連携テストを令和7年11月～令和8年1月を目途に実施する。
- ケ. 「令和6年度ガバメントクラウド推進事業」と連携して構築した統合宛名管理システムおよび本県における既存情報システムとの整合性を保つよう努めなければならない。

## 5 求める成果物

本業務において作成及び納品が必要な成果物については「表1 成果物一覧(想定)」に記載する。なお、正式な納品物の水準については、別途県と協議して決定する。

表1 成果物一覧(想定)

業務	成果物	内容	納入時期
プロジェクト 計画・管理	業務計画書	本プロジェクトを運営するための計画書（運用体制も含む）	契約締結後 14 日以内
	WBS 作業分解構成図 業務工程表	進捗管理を行うためのスケジュール	契約締結後 14 日以内/更新時
	課題管理表	本プロジェクトを運営するための管理資料（議事録を含む）	契約締結後 14 日以内/更新時
設計構築業務	環境構成図	ガバメントクラウド個別領域を含めたシステム構成図 NW 構成図	12 月末日
	基本設計書	設計の基本方針を記載した設計書 画面・帳票設計書、機能一覧・(DB 使用の場合は DB 定義書、ER 図、テーブル設計書、スキーマ)	12 月末日
	詳細設計書	機能・関数毎の設定値、処理フロー等、等詳細な設計を記載した設計書	12 月末日
	テスト結果報告書	実施したテスト項目及びその結果を記載した報告書	12 月末日
	運用設計書	運用方針を取り決めた設計書 DB FILE PG などのバックアップ、リストア計画	12 月末日
インフラ構築 の自動化	テンプレート設計書	テンプレート説明書（各リソース説明、依存関係、設定方法） デプロイ手順書（テンプレート使用によりスタック作成する手順）	12 月末日
	IaC テンプレート	CloudFormation yaml コード（コード毎に概要他可視化すること） CDK スタックのコード等	12 月末日

	自動化設計	テンプレート一覧、階層図 テンプレート毎設定値	12月末日
ドキュメント	ガバクラ利用 申請書類	CEP ライセンス使用申請	12月末日
	マニュアル	運用マニュアル (通常運用時、障害時運用、ユー ザー管理、単独/共同利用方式シス テム追加時含む)	12月末日
	IaC テンプレート利 用マニュアル	テンプレートによる環境構築自動 化手順、リファレンス	12月末日
	会議資料	会議使用資料、議事録	12月末日

## 5 納入場所

兵庫県企画部デジタル改革課所在地とする。

## 7 予算

金 31,625,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 8 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連法規を遵守すること。
- (2) この業務に関わる必要経費は、全て委託料の範囲内で処理すること。
- (3) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。  
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。  
なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 調査結果や県から提供されるデータなど、事業の実施にあたって得た情報の取扱に万全の対策を講じること。
- (5) 本業務により制作される成果物の著作権は県に帰属するものとする。また受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾等及び当該著作者に著作権者人格権を行使しないように必要な措置を行う。受託者は、本契約によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾するものとする。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。